

（重要）本事務連絡は、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より各都道府県知事等宛に発出された「11月末までの催物の開催制限等について」（事務連絡）の内容を周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

11月末までの催物の開催制限等について

9月1日以降の催物の開催については、「9月1日以降における催物の開催制限等について」（令和2年8月25日スポーツ庁政策課事務連絡）において、9月末までは現在の開催制限を維持されることについて御連絡したところですが、9月11日に、11月末までの開催の目安が決定され、その内容を周知する「11月末までの催物の開催制限等について（事務連絡）」（各都道府県知事等宛、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。）が発出されました。

この取扱いは9月19日から実施することとされており、催物の開催制限の12月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされています。

また、内閣官房事務連絡においては、別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」、別紙4「感染防止のチェックリスト」等、催物の開催にあたっての留意事項等についても示されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、上記の人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県がそれぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意をいただいたうえで、各都道府県が設定する基準の内容や各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いいたします。特に、内閣官房事務連絡に記載の通り、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、各都道府県は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者

等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこととされておりますので、御留意をお願いいたします。

加えて、各団体におかれましては、業種ごとに策定されている感染拡大防止ガイドラインにつきまして、内閣官房事務連絡の内容等に基づき、必要に応じて改定を行う等、適切に対応いただきますようよろしくお願いいたします。また、今後新たに感染拡大防止ガイドラインの策定を御検討されている団体におかれましては、内閣官房事務連絡の内容等を踏まえた策定をいただきますようよろしくお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

- ・ 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf
- ・ 7月10日以降 における都道府県の対応について（令和2年7月8日付け 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_0708.pdf
- ・ 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（令和2年8月7日付け 各都道府県知事宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_0811.pdf

〔その他〕

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）
<https://corona.go.jp/>
- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791, 2673） メール：sseisaku@mext.go.jp

ガイドライン確認の際のチェックリスト

【確認の手順】

- ① A. を参照し、①により実施可能なイベントであること、②が記載されていることを確認。
- ② B. の全項目について記載があれば、今回の緩和措置の対象となる。
※全て記載されていなければ、依然として、50%と5000人の少ない方を上限とする。
- ③ C. の全項目についても記載があれば、収容率100%を上限とする開催が可能となる。
※ただし大声での歓声、声援等がないことを前提とするものに限る。

A. イベントを実施するための条件			
☐	①	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
☐	②	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応
B. 今回の緩和措置を適用するための条件			
☐	③	マスク着用の奨励	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う
☐	④	大声を出さないことの奨励	・大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止
※ ③～④は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）			
☐	⑤	手洗	・こまめな手洗の奨励
☐	⑥	消毒の徹底	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
☐	⑦	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
☐	⑧	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、休憩時間や待合場所等の密集回避 * 人員の配置、導線の確保等、体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
☐	⑨	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）
☐	⑩	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、自粛
☐	⑪	参加者の制限	・入場時の検温、有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じる
☐	⑫	参加者の把握	・事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
☐	⑬	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等声を発出する演者間での感染リスクへの対処
☐	⑭	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ・交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起 * 可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
☐	⑮	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者において、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表する
C. 収容率上限100%で開催するための条件			
☐	⑯	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布し、着用率100%を担保
☐	⑰	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う（人員を配置する等） * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提）
※ ⑯～⑰は、担保のための確実な措置を講じる			

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）

- ・ **マスク着用**の担保（感染リスクの拡散防止）

マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**

- ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと等**）

- ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）

- ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備

- ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）

入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止

入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合は**そのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施**

- ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる

- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、都道府県は、**目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

★1. 主催者側はマスクを販売することも可

★2. 払い戻しの措置を規定できない場合はその取扱いを事前に明確化することも許容

★3. 食事（菓子等の軽食を含む、飲料を含まない）を伴うイベントは、感染リスクを高める懸念があるため、当面の間、「**大声での歓声・声援等が想定されるもの**」と同様に**取り扱う**